FIT制度・FIP制度

再生可能エネルギー電子申請

操作マニュアル

【関係法令手続状況報告書】

第5版　２０２６年9月1日

本マニュアルでは、
申請手続きの際に登録を求める関係法令手続状況報告書の入力方法について説明します

※前後のその他の入力方法等については各手続のマニュアルをご参照ください。

関係法令手続状況報告書

関係法令手続状況状況報告書入力画面は、
当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる
書類として求めている関係法令手続状況報告書に記載する事項についてシステム上で入力をするための画面です。

※従来WORD等の様式で添付いただいていたものをシステム化したものです。そのため従来別途添付いただいていた関係法令手続状況状況報告書は本画面で入力いただくことにより必要なくなります。

関係法令手続状況報告書

関係機関に事業計画を説明し、以下に掲載するすべての関係法令について該当有無を協議した上で、その結果を入力します。
※変更認定申請の際、いずれの項目にも該当が無ければ「事業者等の変更による関係法令手続状況報告書の提出有無」にて「無」を選択ください。
※掲載した法令のほかに該当するものがあれば「その他の法律・条例に係る手続」欄に入力します。

関係法令	関係法令
１．国土利用計画法に基づく土地売買等届出	１２－２．森林法に基づく保安林指定解除手続、伐採及び伐採後の造林の届出
２．都市計画法に基づく開発許可	１３．文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可
３．河川法に基づく工作物新築等許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	１４．土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出
４．港湾法に基づく港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用許可、臨港地区内の行為届出	１５．自然公園法に基づく特別地域・特別保護地区内の行為許可
５．海岸法に基づく海岸保全区域等内の占用・行為許可	１６．自然環境保全法に基づく自然環境保全地域内の行為許可
６．急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	１７．絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区等内の行為許可
７．砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可	１８．鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の区域内の行為許可
８．地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域内又はぼた山崩壊防止区域内の行為許可	１９．環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続
９．景観法に基づく景観計画区域・景観地区内の行為届出	２０．宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可
１０．農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続	２１．風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律に基づく風力発電設備設置等工事計画届**（※２）**
１１．農地法に基づく農地転用許可	
１２－１．森林法に基づく林地開発許可	

※２：風力発電設備（陸上風力）及び風力発電設備（陸上風力リプレース）以外の発電設備については、
報告不要の項目となりますので未入力でも進めていただけます。

関係法令手続状況報告書

太陽光（A区分）の変更認定申請の場合

確認事項

☐以下の書類を申請時に提出します。

・太陽光発電設備を設置する建築物の建築基準法上第７条第５項の規定による検査済証
・建築物の登記事項証明書
・使用前自己確認結果届出書の写し（2023年３月20日より前に運転開始した500kW未満の設備は提出不要）
・太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真及び図面

関係法令
国土利用計画法に基づく土地売買等届出
都市計画法に基づく開発許可
農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続
農地法に基づく農地転用許可
森林法に基づく林地開発許可
森林法に基づく保安林指定解除手続、伐採及び伐採後の造林の届出
土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出
宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可

太陽光（A区分）の変更認定申請において、画面に表示されている**「屋根設置太陽光発電設備に相当する書類」**の提出が可能な場合はチェックをつけます。
チェックをつけた場合、左記に記載の法令及び当該法令の手続状況については報告が不要になります。

関係法令手続状況報告書

1. 国土利用計画法に基づく土地売買等届出

該当の有無	必須	○有 ◉無
確認・手続先	必須	確認日 2017/05/01 自治体名 ○○県　部署名 ○○部 担当者名 経済　太郎　役職 課長 TEL 03-1234-5678

①該当の有無を選択します

該当の有無	必須	◉有 現況 --なし-- --なし-- 手続済 手続中 手続予定

②該当の有無で”有”を選択した場合、現況を選択します

該当の有無	必須	◉有 現況 手続予定 - 年 - 月予定

③現況で”手続予定”を選択した場合、予定年月を選択します

関係法令手続状況報告書

1. 国土利用計画法に基づく土地売買等届出

該当の有無	必須	○有 ◉無
確認・手続先	必須	確認日：2017/05/01 自治体名：○○県　部署名：○○部 担当者名：経済　太郎　役職：課長 TEL：03-1234-5678

④確認・手続先について、
それぞれ情報を入力します

相談及び説明内容	必須	
自治体等からの指導・助言の内容	必須	
自治体等からの指導・助言を踏まえた対応結果	必須	

**[入札対象区分かつ
発電設備の出力が2000kW以上に該当する場合]**

⑤[相談及び説明内容]、[自治体からの指導・助言の内容]、[自治体等からの指導・助言を踏まえた対応結果]について、それぞれ情報を入力します

国土利用計画法に基づく土地売買等届出～宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可のすべてのセクションにおいて同様の手順で協議結果を入力します

関係法令手続状況報告書

環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続欄においては、「環境影響手続における事業名称」について入力します

20. 環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続

該当の有無 必須	○有 ◉無	
環境影響手続における事業名称		
確認・手続先 必須	確認日 2017/05/01 自治体名 ○○県　部署名 ○○部 担当者名 経済　太郎　役職 課長 TEL 03-1234-5678	

関係法令手続状況報告書

掲載している法令のほかに該当するものがある場合は「その他の法律・条例に係る手続」欄において追加ボタンをクリックし入力欄を追加します。

追加ボタンをクリックします

入力欄が表示されますので、
[法令名]に該当する名称を入力し、
[該当の有無]、[確認・手続先]を入力します（P.3～4参照）

その他の法律・条例に係る手続

追加

その他の法律・条例に係る手続

法令名	必須	
該当の有無	必須	○有 ○無
確認・手続先	必須	確認日 2017/05/01 自治体名 ○○県　部署名 ○○部 担当者名 経済　太郎　役職 課長 TEL 03-1234-5678

削除

追加

「削除」：追加した入力欄を削除する場合に使用します
「追加」：入力欄を追加する場合に使用します

関係法令手続状況報告書

発電設備の所在地に係る関係法令及び条例の相談先として記載した部署以外に
相談先がある場合は入力します。

上記以外の相談先（部署名）

上記以外の相談先（部署名）	

[上記以外の相談先]に入力する事項が
ある場合は入力します

関係法令手続状況報告書

第５条の２第４号の適用を受けない案件においては、該当の有無を確認中である場合、
手続の手続状況等を入力します。

備考

備考	

[備考]に入力する事項がある場合は入力します

関係法令手続状況報告書

その他の法律・条例に係る手続

追加

上記以外の相談先（部署名）

上記以外の相談先（部署名）	

備考

備考	

全ての必要事項を入力後、
「関係法令手続状況報告書出力」ボタンをクリックします

関係法令手続状況報告書
出力

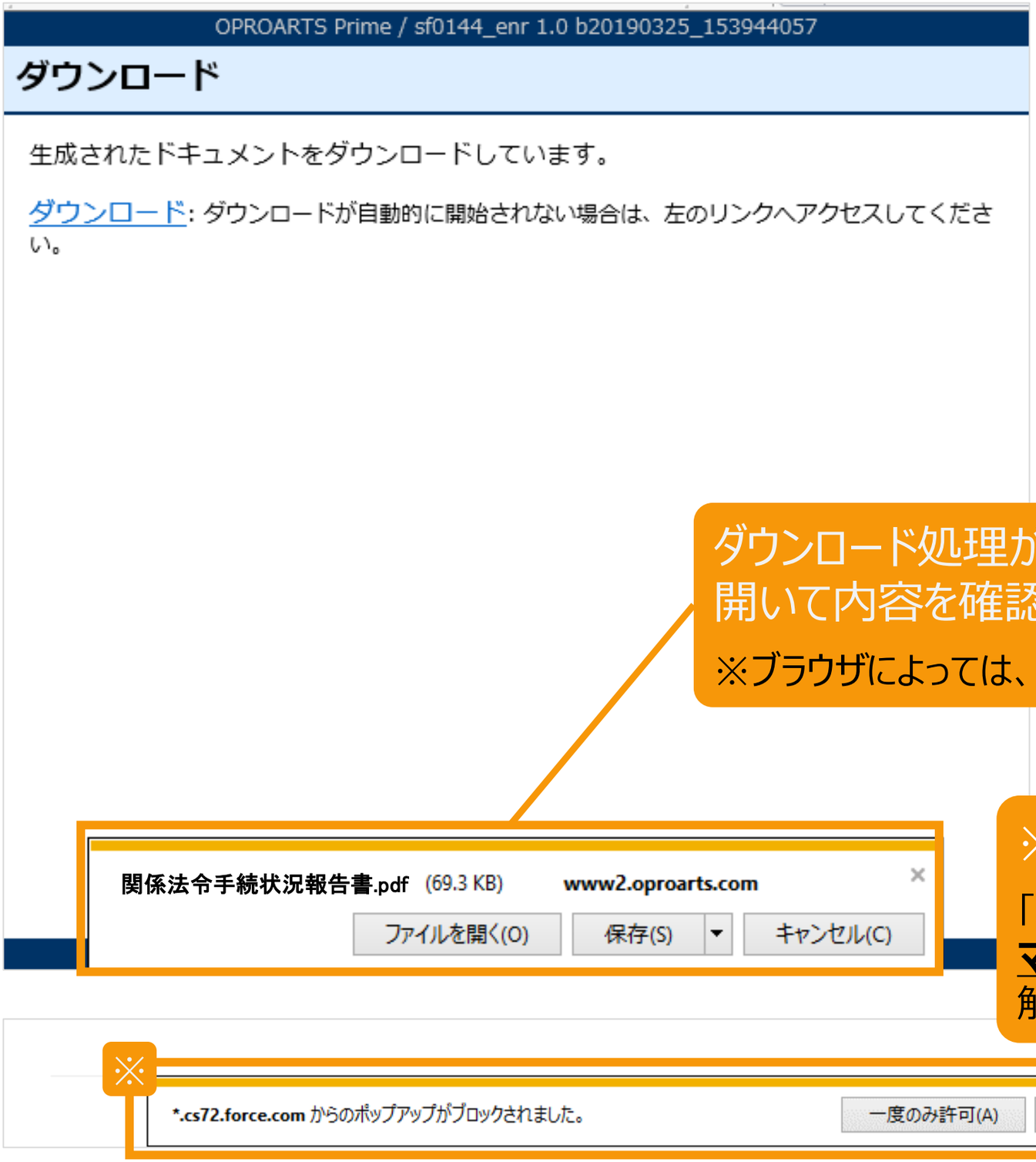
戻　る

保存して次に進む

利用規約 | プライバシーポリシー

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights re

関係法令手続状況報告書



ダウンロード処理が実行されるので、ファイルを保存し、開いて内容を確認してください

※ブラウザによっては、自動で保存されます

※ポップアップがブロックされた場合

「ポップアップがブロックされました」と表示された場合、**マニュアルP.12**を確認し、ポップアップ ブロック機能の解除を行ってください

関係法令手続状況報告書

【申請書の保存・印刷時の注意点】
申請書の印刷には、「ポップアップ ウィンドウ」を利用しています。
ご利用のブラウザの設定によっては、「ポップアップ ブロック機能」により、申請書が印刷できない場合があります。
「ポップアップ ブロック機能」の解除方法をいくつかご案内いたしますので、お手数ですが設定をお願いいたします。

<Chromeの場合>
①ポップアップブロックが設定されている状態で申請書の印刷を行うと、画面右上に「ポップアップがブロックされました」と表示されます。
②この表示部分をクリックすると詳細画面が表示されますので、表示されたURLをクリックいただくか、「サイト上のポップアップを常に許可する」を選択いただく必要があります。

※利用されているブラウザがマイクロソフト社のEdgeの場合、レイアウトが崩れるなどの理由により、画面上の表示または印刷が正しく行われないことがありますので、一度ダウンロードを行った上で、Adobe社のReaderソフト(Adobe Acrobat ReaderDCソフトウェア：無料）を使用して表示を行い、印刷をしてください。

関係法令手続状況報告書

その他の法律・条例に係る手続

追加

上記以外の相談先（部署名）

上記以外の相談先（部署名）	

備考

備考	

出力した関係法令手続状況報告書を確認後、
「保存して次に進む」ボタンをクリックします
※以降の操作方法については各手続のマニュアルを参照してください。

関係法令手続状況報告書
出力

戻　る

保存して次に進む

利用規約 | プライバシーポリシー

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights re